

# 小売商業等振興事業に関する補助金について

## 1 概要

ウィズコロナ下において、小売商業等の活性化や商店街等の魅力向上に効果が見込まれるソフト事業のうち地域特性創出事業(商店街等イメージアップ事業)及び共同化推進事業に対する補助を拡充するもの。

## 2 対象者

商店街振興組合、商店街組合等の商業団体(任意団体を含む)

※構成会員が10以上の団体が対象となります。

## 3 補助対象事業

地域特性創出事業(商店街等イメージアップ事業)、共同化推進事業例) イベント・キャンペーン、スタンプラリーや共通割引カード作成など

※1つの商業団体の申請は2回まで

(構成会員が2/3以上同一の事業者の場合、全ての商業団体等で2回まで)

## 4 補助対象経費

報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料委託料、使用料及び賃貸料、工事請負費、原材料費、備品購入費、商品券等のプレミアム経費  
※補助事業者の運営に係る経費は、補助金の対象経費にはなりません。

## 5 補助率・金額について

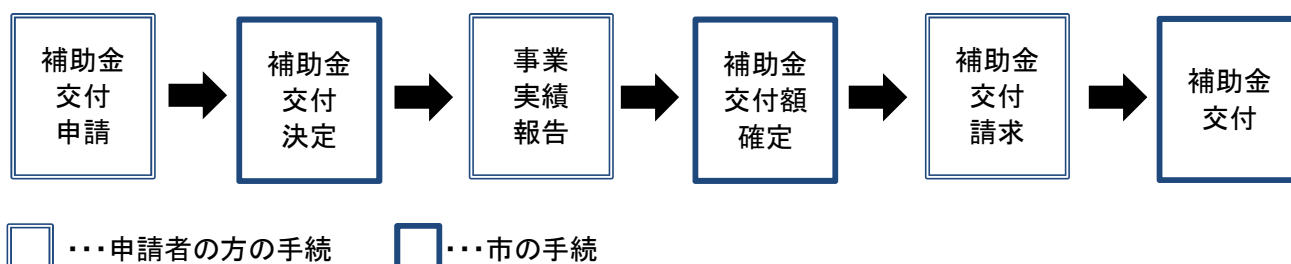
要した費用の2/3を補助(総事業費20万円以上)

※構成会員数に応じて上限を設定 上限200万円(構成会員数10~50)

上限300万円(51~100)

上限500万円(101~)

## 6 事業の流れ



## 7 お問い合わせ

下関市役所産業振興部産業振興課  
〒750-0006 下関市南部町 21-19  
TEL: 083-231-1220 / FAX: 083-235-0910

